

第101回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成31年4月8日（月）9:30～11:55

2 場 所 総務省第2庁舎4階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省

【調査実施者】

厚生労働省：森川政策統括官付参事官、古館外国人雇用対策課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村審査官、宮内企画官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 概 要

- 前回部会において整理・報告が求められた事項に対する調査実施者からの追加説明を踏まえ、母集団復元に必要な資料の保存・管理状況について審議を行った後、審査メモに沿って、「調査対象の属性的範囲の変更」から「集計事項の変更」について審議を行った。
- その結果、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に属する事業所を調査対象から除外することについては、調査実施者において再度検討・整理の上、最終的な判断は部会長に一任することとされた。それ以外の変更計画については、一部、所要の修正を求めることとした上で、おおむね適当と整理された。
- その後、答申案の構成及び取りまとめの方向性について審議が行われ、おおむね合意が得られたことから、今回の審議結果も踏まえて答申案を速やかに作成した上で、書面審議により決定することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回部会において整理、報告が求められた事項に係る再審議

- ・ 都道府県、産業、事業所規模別の抽出層ごとに、母集団事業所数及び調査対象事業所数を集計した、平成14年から平成30年調査の「抽出基本表」は保存されていることから、2020年調査以降の回収率を考慮した労働者数の推計方法の見直しに当たっては、抽出基

本表を活用し、可能な限り過去に遡って推計した結果も公表するよう検討してほしい。

(2) 調査対象の属性的範囲の変更

- ・ 調査対象外の業種を安易に増やすことは避けるべきと考える。「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象から除外する理由として、調査実務上の困難さを挙げているが、「酒場、ビヤホール」にも当てはまるのではないか。
→ 「酒場、ビヤホール」は、料理の仕込み等のために営業時間前から出勤し、作業している人が居るのに対し、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」は、専ら外部から食べ物を調達しているため、営業時間である夜間にならないと人が居ない点で違いがある。
- ・ 「酒場、ビヤホール」の廃業率は、どれくらいか。
→ 後日提示したい。
- ・ 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外する理由・根拠と、現在、調査対象外としている他の業種についての説明との間に関連性がない。単純に、今まで実態として調査対象から除外していたこととの整合性を図るため、今回除外するよう変更すると捉えられることは心外である。また、他の産業を含めた全般的な検討もなされていない中、雇用される常用労働者数の割合も僅かであり、調査結果に与える影響も小さいことから除外しても問題ないとの説明は、違和感がある。再検討願いたい。
→ 再検討したい。
→ 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象外とすることについては、調査実施者において再検討の上、最終的な判断は、部会長に一任していただきたい。

(3) 報告を求める事項の変更

ア 外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加

- ・ 外国人労働者の活用による日本人労働者における賃金の変化を分析する観点から、本調査における事業所のパネルデータを作成することは可能か。
→ 本調査では、毎年調査対象となっている大規模事業所もあるが、基本的には、毎年、標本替えを行っていることから、パネルデータの作成は難しいと考えている。
→ 大規模事業所を対象にしたパネルデータの作成は可能か。
→ マンパワー等も勘案しつつ、検討してみたい。
- ・ 外国人労働者の活用による日本人労働者の賃金への影響という観点からは、職種と地域区分による表章も重要ではないか。
→ 外国人労働者の出現率を考慮すると、表章区分を細分化することにより、必要な結果精度を確保できなくなる懸念がある。
- ・ 今後、外国人労働者が増加することが予測される中、多文化社会・共生社会ということを考える際の基本的な情報として、外国人労働者の国籍のデータは重要と考

えられることから、「国籍」の追加についても検討してほしい。

→ 報告者負担も考慮し、調査項目全体の在り方を含め、今後検討したい。

イ 労働者の番号又は氏名を把握する調査事項の削除

- ・ 備考欄の注記は、今回の変更に伴う調査対象労働者の識別番号に関する記述と、特殊事情に関する記述が一文となっていることから、報告者に分かりづらいため、分けて記述すべきと考える。

→ 検討したい。

- ・ マイナンバーの活用余地も含め、労働者レベルでのデータ接続（パネル化）により、労働者ごとの賃金変化が分かるような統計作成についても、今後検討してほしい。

→ 異なる個人間だけではなく、同一個人における賃金の変化も政策上の重要なデータとなりうることから、積極的に検討してほしい。

→ 把握の重要性は認識しているが、政府統計全体の流れの中で検討すべき課題と考えている。

→ 人事院の職種別民間給与実態調査や財務省の民間給与実態統計調査を含めた共通課題と考えられることから、次期の公的統計基本計画の検討に向けた課題と考えられるのではないか。

(4) 調査方法の変更

- ・ 従前は、電子媒体による調査票の提出を認めておらず、電子媒体で作成した調査票を印刷した上で、データ入力しているとの現状は、非効率ではないか。

→ 2020年調査からはオンライン調査を導入予定としていることもあり、今回調査においても、本社一括調査の対象企業のうち、希望する企業は試行的に電子媒体による調査票の提出も可能とするとともに、電子媒体をそのまま入力データとして利用することとしたい。

→ この点については、答申案に盛り込むこととしたい。

- ・ 試験調査で把握し、今回の変更計画では把握することとしていない、短時間労働者の学歴や企業規模100人未満の事業所における役職、役職者の職種の把握についても今後検討してほしい。

(5) 集計事項の変更

- ・ 外国人労働者に係る集計事項として、性別についての表章は計画されていないが、企業規模区分を統合するなどして、表章することも検討すべきではないか。

- ・ 外国人労働者の賃金の地域格差を見る上では、表章可能な単位として大都市・中都市・小都市の3区分程度による地域区分別のデータも、政策上重要なのではないか。

- 新たに把握する調査事項であり、今回の調査結果を確認した上で、集計・公表可能性を検討したい。
- 政策上の要請や表章可能性を踏まえた集計事項となっていることは理解するが、より有用なデータを提供する観点からも、外国人労働者の性別、地域区別の結果表章についても検討してほしい。

(6) 答申案の構成・取りまとめの方向性等

- ・ 今回の諮問を超える話になるが、同じ給与に関する統計調査である人事院の職種別民間給与実態調査や財務省の民間給与実態統計調査との整合性についても検討すべきと考える。
 - 関連統計の発展的な検討に繋がるよう、統計委員会にも報告することとしたい。
- ・ 非常に大きな政策的課題にもなっていると思われる同一の事業所レベル及び労働者レベルでの賃金変化を捉えることができるようなパネルデータの作成についても検討してほしい。
 - 答申案に盛り込むこととしたい。
- ・ 答申案の最初の部分において、今回の変更は過渡的なものであることを明示した方が良いのではないかと。
 - 盛り込むこととしたい。
- ・ 今後の課題の「統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供」における毎月勤労統計との比較・分析については、集計値を用いた比較に加え、同一事業所の個票の情報を用いた比較・分析も指摘すべきと考える。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の見直しに当たっては、平成14年以降の標本抽出に関する関連データが保存・管理されていることを踏まえ、過去に遡って調査結果を再集計することも課題として指摘すべきではないかと。
 - 今後の課題として指摘することとしたい。

6 今後の予定

調査実施者において、再度整理・検討することとされた「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に属する事業所の取扱いに関する整理と並行して、部会長を中心に答申（案）を作成・調整し、統計委員会運営規則第7条第2項の規定に基づく書面決議を行った上で、4月26日（金）に開催予定の第136回統計委員会へ報告することとされた。

(以 上)